

大和市こもりびと支援条例をここに公布する。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第12号

大和市こもりびと支援条例

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触しないで生活する「状態」のことを表す概念です。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代にみられるようになりました。

ひきこもりの状態になる要因は、一人一人異なり、その人を取り巻く状況も、支援の在り方についても人それぞれです。そのような中で共通するのは、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切だということです。

ふとしたときに、他者や社会との関わりに疲れてしまうことは、誰にとっても決して珍しいことではありません。その時々状況により、すぐに回復する場合も、なんとか持ち直す場合もあれば、生きるための選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合も存在します。このようなことは、年齢や性別、性格や病気の有無等にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。

ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはなりません。また、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、更に生きづらさを感じさせてしまうことがあります。時が来て、自らの意思で社会と関わる一歩を踏み出そうとしたときに、支援につながり、ためらうことなくその歩みを進められるよう、この「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

そこで本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、こもりびとの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めること

により、こもりびとの支援に関する施策の総合的な推進を図るとともに、市民の理解を促し、もってこもりびと及びその家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながることでできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こもりびと 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等をいう。以下同じ。）を回避し、市内においておおむね6月以上にわたり家庭等にとどまり続けている状態の者をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (4) 関係機関 市内においてこもりびと及びその家族等の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

(基本理念)

第3条 こもりびとの支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) こもりびとに関する市民の理解が深められ、こもりびと及びその家族等が生活する上でその尊厳が保持されること。
- (2) こもりびと一人一人の生き方及び価値観が尊重され、自らの意思で社会とつながるために多様な選択肢が示されること。
- (3) こもりびと及びその家族等が必要とする支援が適時に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、こもりびとの支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、こもりびとにとって、ひきこもることがやむを得ない選択である場合があり、きっかけ次第で誰にでも起こり得ることについて認識するとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第6条 関係機関は、第3条の基本理念にのっとり、こもりびと及びその家族等に対する適切な支援を行うとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(こもりびとの支援に関する基本的施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) こもりびと及びその家族等への相談支援
- (2) こもりびとに関する情報の収集及び提供
- (3) こもりびとへの理解を深めるための取組
- (4) 社会的参加に向けたこもりびとにとって必要な支援及び環境整備
- (5) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。